



鳥取県公報

平成17年12月28日(水)
号外第216号

毎週火・金曜日発行

目 次

企業局管	鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程（7）（総務課）	1
理規程	企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（8）（"）	2

企業局管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第7号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県企業局企業職員就業規則（昭和38年鳥取県企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤務時間、休暇等）</p> <p>第8条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の規定の適用を受ける県職員の例による。ただし、事務所の交替勤務者の勤務時間については、週休日に関することを除き、次に定めるところによる。</p> <p>（1）勤務時間は、次のとおりとする。ただし、必要があるときはこの時間を変更することができる。</p>	<p>（勤務時間、休暇等）</p> <p>第8条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の規定の適用を受ける県職員の例による。ただし、事務所の交替勤務者の勤務時間については、週休日に関することを除き、次に定めるところによる。</p> <p>（1）勤務時間は、次のとおりとする。ただし、必要があるときはこの時間を変更することができる。</p>

<p>1直 午前8時30分から午後5時30分まで 2直 午後4時から翌日の午前9時まで (2) 略 (3) 休憩時間は、勤務時間の途中において1時間、別に定めるところにより交替に与える。ただし、この時間は勤務時間に含まれない。</p>	<p>1直 午前8時30分から午後5時15分まで 2直 午後4時から翌日の午前9時まで (2) 略 (3) 休憩時間は、勤務時間の途中において1直にあつては45分、2直にあつては1時間、別に定めるところにより交替に与える。ただし、この時間は勤務時間に含まれない。 (4) 休憩時間は、勤務の途中において1直にあつては15分ずつ2回、2直にあつては15分ずつ3回、別に定めるところにより交替に与える。ただし、この時間は勤務時間に含まれる。</p>
---	--

附 則
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第8号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条、第4条関係） 級別職務分類表 ア 一般職員		別表第1（第3条、第4条関係） 級別職務分類表 ア 一般職員	
職務の級	職 務	職務の級	職 務
略		略	
4 級	係長又は副主幹の職務	4 級	1 係長、副主幹又は主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、電気技師又は土木技師の職務

5 級	相当困難な業務を処理する係長又は副主幹の職務
6 級	1 ~ 3 略
7 級	1 ~ 3 略
8 級	1 ~ 3 略 4 略
略	
イ 略	

5 級	相当困難な業務を処理する係長、副主幹又は主任の職務
6 級	1 ~ 3 略 4 困難な業務を処理する係長、副主幹又は主任の職務
7 級	1 ~ 3 略 4 主査の職務
8 級	1 ~ 3 略 4 困難な業務を処理する主査の職務 5 略
略	
イ 略	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の企業局企業職員の給与に関する規程第3条第4項、第4条及び別表第1の規定の適用について必要な経過措置に関しては、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第5項、第6項、第10項から第12項まで及び第20項の規定の適用を受ける職員の例による。

